

第1章 道路交通の安全についての施策

1 道路交通環境の整備

少子高齢化が一層進展する中で、子供を事故から守り、高齢者や障害者が安全に安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。特に、平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携して実施する通学路における交通安全対策に加え、地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等による継続的な取組を支援するなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進する。その他、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメント（TDM）施策を総合的に推進する。また、最先端のIT等を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的としたITSの開発・普及等を推進するほか、適切な箇所への環状交差点の導入を推進する。さらに、自転車通行空間の整備と併せ、全ての道路利用者に自転車の通行ルールを徹底し、安全で快適な自転車利用環境の創出を図るほか、交通安全施設の老朽化等による第三者被害の防止を図る観点から、道路管理者による道路標識等の道路附属物の総点検を実施する。

- ① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ② 幹線道路における交通安全対策の推進
- ③ 交通安全施設等整備事業の推進
- ④ 効果的な交通規制の推進
- ⑤ 自転車利用環境の総合的整備
- ⑥ 高度道路交通システムの活用
- ⑦ 交通需要マネジメントの推進
- ⑧ 災害に備えた道路交通環境の整備
- ⑨ 総合的な駐車対策の推進
- ⑩ 道路交通情報の充実
- ⑪ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育指針（平10国家公安委員会告示15）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。さらに、自転車を使用することが多い児童、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化する。

- ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ② 効果的な交通安全教育の推進
- ③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ④ 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ⑤ 住民の参加・協働の推進

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。運転免許制度については、最近の交通情勢を踏まえて必要な改善を図る。

また、道路交通法の改正に伴い、交通に危険を及ぼす違反行為を反復して行う自転車運転者に対しては、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（自転車運転者講習）の受講を義務付ける制度を、平成27年6月から導入することとしている。

今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実に努めるとともに、交通労働災害防止のためのガイドラインの普及等を図るための取組を進める。加えて、全国交通安全運動や年末年始の輸送等安全総点検なども活用し安全対策を推進する。

また、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、評価対象事業者を従来拡大してきたところ、今後はさらに制度の実効性向上を図るとともに、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。

- ① 運転者教育等の充実
- ② 運転免許制度の改善
- ③ 安全運転管理の推進
- ④ 自動車運送事業者の安全対策の充実
- ⑤ 交通労働災害の防止等
- ⑥ 道路交通に関連する情報の充実

4 車両の安全性の確保

近年、交通事故による死傷者数は減少傾向にあるものの、平成26年中には4,113人が亡くなるなど、依然として深刻な状況である。第9次交通安全基本計画においては、27年までに交通事故死者数を3,000人以下とする目標が設定されている。この交通事故削減目標の達成に向けて、「安全基準等の拡充・強化」、「先進安全自動車（ASV）推進計画」、「自動車アセスメント」の3つの施策を有機的に連携させ、車両安全対策の推進に取り組む。

- ① 予防安全技術の開発・実用化・普及
- ② 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- ③ 自動車アセスメント情報の提供等
- ④ 自動車の検査及び点検整備の充実
- ⑤ リコール制度の充実・強化
- ⑥ 自転車の安全性の確保

5 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。

特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。

- ① 救助・救急体制の整備
- ② 救急医療体制の整備
- ③ 救急関係機関の協力関係の確保等

第2章 鉄道交通の安全についての施策

1 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道線路、運転保安設備等の鉄道施設について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性の基礎を構築する必要がある。このため、鉄道施設の維持管理等の徹底を図るとともに、運転保安設備の整備、鉄道構造物の耐震性の強化等を促進し、安全対策の推進を図る。

- ① 鉄道施設等の安全性の向上
- ② 運転保安設備等の整備
- ③ 鉄道の地震対策の強化
- ④ 地下鉄道の火災対策の推進

2 鉄道の安全な運行の確保

重大な列車事故を未然に防止するため、運転士の資質の保持、事故情報及びリスク情報の分析・活用、地震発生時の安全対策、気象情報等の充実を図る。また、鉄道事業者への保安監査について、JR北海道に対する保安監査を踏まえ、より効果的に実施するとともに、万一大規模な事故・災害等が発生した場合には、迅速かつ的確に対応するほか、全国交通安全運動や年末年始の輸送等安全総点検なども活用し安全対策を推進する。

また、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マ

第1部 陸上交通の安全についての施策

ネジメント制度については、従来全ての事業者を評価対象としてきたところ、今後はさらに制度の実効性向上を図るとともに、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。

- ① 運転士の資質の保持
- ② リスク情報の分析・活用
- ③ 気象情報等の充実
- ④ 鉄道事業者に対する保安監査等の実施
- ⑤ 大規模な事故・火災等が発生した場合の適切な対応
- ⑥ 運輸安全マネジメントの充実